

見学コース

①	羽村市役所 市議会議場を見学！ テレビはむらのスタジオでキャスター体験をしよう。
▼	
②	福祉センター 障害疑似体験をしよう！
▼	
③	図書館 普段見られない閉架書庫を見学！
▼	
④	生涯学習センターゆとろぎ (昼食) ホールで音響や照明を操作できるよ！

※コースは変更する場合があります。



▲図書館を探検してみよう！



▲テレビはむらのスタジオに入ってみよう

参加費 無料

※参加者には後日参加証を送付します。

定員 (は抽選)

親子で26人(申込多数の場合)

※必ず保護者と子どもで申し込んでください。

対象 市内在住・在勤・在学の方

集合・解散場所 羽村市役所

日時 8月8日(火)午前9時～午後2時30分ごろ(雨天決行)

持ち物 弁当・飲み物

申込み・問合せ 7月19日(水)午後5時(必着)までに、市役所1階案内・3階広報広聴課窓口、市役所各連絡所各公共施設などで配布する申込書に必要事項を記入し、郵送・ファクス・Eメールまたは直接広報広聴課広報係(内)337へ〒205-1860-1(所在地記載不要) FAX 554-2921

※申込書は市公式サイトからダウンロードすることができません。

※持参の場合の受付時間は、土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時です。

※申込書は市公式サイトからダウンロードすることができません。

※持参の場合の受付時間は、土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時です。

※申込書は市公式サイトからダウンロードすることができません。

※持参の場合の受付時間は、土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時です。

※申込書は市公式サイトからダウンロードすることができません。

※持参の場合の受付時間は、土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時です。

※申込書は市公式サイトからダウンロードすることができません。

親子で巡ろう 公共施設見学会

ワクワク体験が待っている！

持ち物 弁当・飲み物

申込み・問合せ 7月19日(水)午後5時(必着)までに、市役所1階案内・3階広報広聴課窓口、市役所各連絡所各公共施設などで配布する申込書に必要事項を記入し、郵送・ファクス・Eメールまたは直接広報広聴課広報係(内)337へ〒205-1860-1(所在地記載不要) FAX 554-2921

※申込書は市公式サイトからダウンロードすることができません。

※持参の場合の受付時間は、土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時です。

※申込書は市公式サイトからダウンロードすることができません。

※持参の場合の受付時間は、土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時です。

※申込書は市公式サイトからダウンロードすることができません。

※持参の場合の受付時間は、土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時です。

※申込書は市公式サイトからダウンロードすることができません。

※持参の場合の受付時間は、土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時です。

※申込書は市公式サイトからダウンロードすることができません。

※申込書は市公式サイトからダウンロードすることができません。

※持参の場合の受付時間は、土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時です。



夜の動物公園で カブトムシを見つけよう！

日時 7月28日(金)・29日(土)各日午後7時45分～9時(受付午後7時～)

対象 4歳以上(中学生以下は保護者の同伴が必要)

定員 各回30人(応募多数の場合は抽選)

参加費 4歳～中学生550円、15歳以上800円(入園料込み)

持ち物 懐中電灯・長袖・長ズボン

募集期間 7月1日(土)～14日(金)(必着)

昆虫スタンプを作ろう！

夏ならではのカブトムシやクワガタなどのスタンプを作ってみませんか。ゴムの板を自分で削って作る、世界に1つだけのオリジナルスタンプを作ることができます。

日時 8月11日(金・祝) ①午前11時～正午②午後2時～3時

対象 小学校3年生以上(彫刻刀使用のため、保護者の同伴が必要)

定員 各回20人(応募多数の場合は抽選)

参加費 スタンプ制作1人につき500円(別途入園料必要)

募集期間 7月1日(土)～31日(月)(必着)

大人限定ナイトツアー

「大人だって夜の動物公園を見てみたい！」という声に応えて、初めて大人(高校生以上)のみを対象とした「ナイトツアー」を開催します。

日時 8月18日(金)午後7時30分～8時45分(受付午後6時45分～)

対象 高校生以上

定員 30人(応募多数の場合は抽選)

参加費 600円(入園料込み)

持ち物 懐中電灯

募集期間 7月1日(土)～8月4日(金)(必着)

※応募方法など詳しくは、問い合わせてください。

※ほかにも親子ナイトツアーなどがあります。

問合せ 動物公園 ☎ 579-4041

後期高齢者医療制度

医療費の負担割合と軽減制度・保険料決定通知書の送付

問合せ 市民課高齢医療・年金係 ☎ 138

医療費の負担割合と軽減制度

医療費の一部負担割合

後期高齢者医療制度の被保険者が病院などで支払う医療費の一部負担金の割合は、1割または3割です。一部負担金の割合は、毎年8月1日に被保険者の前年の所得に基づいて見直されます。

被保険者となる方は、75歳以上の方および65歳以上75歳未満で一定の障害がある方（本人の申請に基づき、東京都後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方）です。

1割負担の方

同じ世帯にいる被保険者全員がいずれも市民税課税所得^(※1)145万円未満の方

3割負担の方

同じ世帯の被保険者の中に市民税課税所得145万円以上の方がいる場合
^(※1)市民税課税所得：総収入額から各種所得控除などを差し引いて算出した額

3割負担から1割負担に変更できる場合があります【基準収入額適用申請】

3割負担の方でも、次のいずれかの

基準に該当する場合は、申請して認定されると1割負担に変更となります。該当すると思われる方には「基準収入額適用申請書」を送付していただきます（6月下旬）。収入金額を証明できる書類（確定申告書の写しなど）を添えて提出してください。

①被保険者が世帯に1人の場合

■前年の収入額^(※2)が383万円未満

ただし、383万円以上の方でも同じ世帯に70〜74歳の後期高齢者医療以外の保険加入者がいる場合は、その方と被保険者の前年の収入額の合計が520万円未満

②被保険者が世帯に2人以上いる場合

■被保険者全員の前年の収入額の合計が520万円未満

^(※2)収入額：所得税法上の収入金額（退職所得に係る収入金額を除く）で、必要経費や各種控除を引く前の金額

そのほかの窓口一部負担金（自己負担）軽減

所得や病状によって医療機関での医療費の支払いが軽減されます。

所得区分による負担軽減

世帯の全員が市民税非課税の場合、申請して認定されると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。適用は原則、申請月の1日からとなります。

この認定証を医療機関に提示すると、保険適用の医療費の自己負担額と入院時の食費が軽減されます。

■1か月の医療費の自己負担限度額

平成29年7月診療分までは上段の金額となり、平成29年8月～平成30年7月診療分は下段の金額となります。なお、平成30年8月からの限度額は、さらに見直しが予定されています。

	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
現役並み所得（3割）	44,400円 〈57,600円〉	80,100円+ (10割分の医療費－ 267,000円)×1% ^(※3・4)
一般（1割）	12,000円 〈14,000円 ^{※5} 〉	44,400円 〈57,600円 ^{※4} 〉
区分Ⅱ ^{※7}	8,000円	24,600円
区分Ⅰ ^{※6}	8,000円	15,000円

^(※3) …「10割分の医療費」が267,000円以下の場合、限度額が80,100円となります。

^(※4) …12か月間に4回以上高額療養費に該当した場合、4回目以降の限度額は44,400円となります（多数回該当）。外来（個人ごと）の限度額による支給は、多数回該当の回数に含みません。

^(※5) …1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の外来の自己負担額の合計額に、年間144,000円の上限が設けられました。

^(※6) …区分Ⅰ：市民税非課税世帯であり、世帯全員が年金収入80万円以下で、そのほかの所得がないまたは老齢福祉年金を受給している方。

^(※7) …区分Ⅱ：世帯全員が市民税非課税である方のうち、区分Ⅰに該当しない方。

■入院した時の食費（1食あたり）

一般・現役並み所得	360円 ^(※8)	
区分Ⅱ	90日までの入院（過去12か月の入院日数）	210円
	90日を超える入院（過去12か月の入院日数）長期入院該当	160円
区分Ⅰ	100円	

^(※8) …平成30年4月1日からは460円です。

※療養病床へ入院した際の食費および居住費は、上記とは異なります。